南木曽町の不妊治療支援事業

(南木曽町不妊治療助成事業実施要綱)

~不妊治療 保険診療と保険適用外診療(先進医療等)の費用助成事業~

◎対象者	・ 南木曽町に住所を有する法律上の婚姻をしている夫婦 ・ 妻の年齢が43歳未満 である者 ・町税及び南木曽町に滞納のある者を除く
◎内容	保険医療機関での不妊治療に対する 保険診療と保険適用外診療 (先進医療等) の治療費にかかる自己負担金の一部を助成 する。
〇治療の範囲	・不妊症にかかる 検査費・診療費・入院費 ・ <u>不育症</u> についても不妊症の一部として取り扱う。
〇対象経費	対象経費の額は、 <u>3月から翌年2月までの不妊治療に要した費用のうち、</u> 次に掲げる額の合計額 <u>・医療保険の一部負担金</u> <u>・医療保険適用外治療費</u>
〇助成金の額	助成金の額は、 対象経費の9割 とする。 <u>(上限は年額50万円)</u>
〇助成の回数	夫婦1組につき 1年度あたり1回 とし、 通算5回を限度 とする。